

継続役務サービス授受に関する契約



前文（公開合意）

1. 契約ひな型の公開

お客様（以下甲）と弊社（以下乙）の「継続役務サービス授受に関する契約」のひな型をホームページ（税理士.top/）に掲載します。

2. 契約無効

- イ) 不正とは本契約において公序良俗違背・公法違反・刑法違反とする。
- ロ) 不正を含む請負い契約の受託は、契約時に遡って無効とする。
- ハ) 但し甲の無意識行為は、乙の補正要請を甲が直ちに受入れる場合は本契約上「不正」としない。

3. 内容変更

本契約は、乙の要求により、契約前の変更申請は自由に行うことができ、その場合は、契約書を甲乙の合意に従って即時に書き換え署名するものとする。

4. メールの効力

甲乙のメールは、お互いに、効力があるものとみなす。

5. 適用

この契約は、乙は関係会社である次の企業全てに、甲の承諾なしに外注できるものとする。

- ①アアクス堂上税理士事務所、②アアクスグループ株式会社、③アアクス株式会社、④堂上行政書士事務所

6. 消費税表示

原則は税込み表示とします。但し値引き措置（第5条1,ハ）の項）に応じない契約については税抜きとなる場合があります。

第1条 お約束

7. 甲の苦情は必ず真摯に対応し無視しない。

8. お支払手続き

報酬請求は必ず乙からの請求書（乃至見積書兼請求書）に基づき、出来る限りキャッシュレス決済とする

9. 納品

商品（サービスと云う。以下同じ）は請負作業完了後、必ず、遅滞なく行う。

イ) 決算申告代行等の役務提供サービスやフィードバックは、インターネットを通じて行うロ) 例外的に物（紙ベースの書類等）は「商品（物）」と明記するハ) 特別商取引法の記載については、各々個別サービスごとのホームページに掲載し、法令順 守する。

第2条 契約効果の発生時期 甲が報酬を支払い、かつ、契約書に署名したときに、乙は契約成立を認識して、第3条の期日

以内に請負作業を開始するものとし、引き合いの時の契約は一切効力がないものとする。

第3条 リードタイム 乙の債務履行完了に要する作業所要日数は次よの作業内容に応じ、各々次の日数を請負完了に要する所要日数とする。乙はより速く作業する努力はしているが、係争に際しては「そんなに掛らない」という主張は一切認めず、規定以内の債務履行は当事者が合意した日数と認めるものとする。

1. 確定申告の決算申告（法人・個人事業）の決算申告代行は、40 労働日とする。

2. 税務署等への届出・申請代行についてはイ) 判断を要しないもの（ただ提出するだけのもの）は、2 週間。

ロ) 判断を要するもの（例えば「消費税課税事業者選択届出書」等）は、2 カ月。

継続役務サービス授受に関する契約



- 備考納税者（甲）が単に提出するだけの税務署届出書ないし申請書は、何も顧問税理士（乙）が代行する必要はなく、裁判例でも「納税者が自分で出せば済む書類」と判示しているので、上記イ）の書類は、契約上の受託書類には含めない。お客様（甲）は顧問税理士（乙）を例えば郵送等、お客様自身で行える作業のサーヴァント（召使い）と考えることは、本契約上、お互いに認めないものとする。

第3条 無料サービス

- 税務相談・融資相談は、来社、ZOOM・TV電話相談等を、随時に承り、料金は無料です。
- 乙の責任に帰す修正申告の付帯税（加算税等）は乙が弁償します。

第4条 返金保証

お客様に悪意のない契約に係る報酬返還は、公平な常識（民法第1条及び90条等）の範囲内で返金保証します。

第5条 報酬（税別表示）

1. 共通ルール

イ) 基本料金は年商5千万円までとする。

ロ) 追加料金

超過1千万円ごとに法人税・所得税は年1万円、消費税は年5千円を追課金する（消費税は1回ごと。本約款・契約において同じ）。

ハ) 値引き措置

税別を税込みに替える契約条件以下の①「初期の報酬は銀行振込する」、②「期首前払」を承認する、③及び「口座振替」の申請書に押印申請（書面原本が必要）を満たせば、税込み料金となる。

① 契約時に銀行振込により「前払い」すること

② 契約時又は毎期に進行期の期首前の前払（本約款及び契約で「期首前払」と云う）を承諾すること

③ 銀行口座振替申込書の提出（乙からの請求書による年1回の自動振替時に甲の振替口座残高がある甲の乙への誓約書を含む）（本約款及び契約で「口座振替」という）

ニ) 修正申告（増額・減額を含む）は、上記イ）及びロ）の報酬は、準用する。

ホ) 税務申告立合報酬は、ZOOM（TV電話）又は電話対応により対応し、料金は無料とする。

ヘ) 特別の報酬規程は決して甲に強要しない。会計フリーユーザー向け：

個人事業は年2万8千円・法人は年4万8千円・消費税申告は2万5千円弱

※多額の譲渡所得は、別途相談

2. 一般会計ソフトユーザー向け：

個人事業は年4万円・法人は年6万円・消費税申告は2万5千円弱が基本

※多額の譲渡所得は、別途相談

3. 契約外の別料金サービス

『契約外サービス』として本契約ひな型の末尾に別添する。

※この『契約外サービス』は <https://aacx.net/wp-content/uploads/2017/11/03.pdf> にも公開掲示する。

4. プレミアムサービス

イ) 本契約外サービスとして、上記3の「一般的な決算申告サービス」外のサービスとして専門特化型のサービスを、<http://fees.tokyo/> 等に掲載します。

ロ) 作業領域（㊶丸投げ記帳代行・㊷政府助成金等・㊸相続・事業承継・㊹税法らち外の特例な節税等）を含む。

第6条（経営主体）

1. 経理帳簿の作成義務

記帳作業を誰が行うかに関係なく、帳簿作成の経理を行う者（経理主体）は、甲である。

継続役務サービス授受に関する契約



2. 税務申告者

上記1の帳簿を基にする決算申告は、甲が行う法律行為である。

3. 消費税課税選択届

消費税の相談は、甲の状況・経緯等を含む詳細に記載して、乙に対してメール等記録に残して明示的に行うものでなければ、乙は相談責任はとらないものとする。

第7条 契約外サービス 本契約で 別料金とするサービス項目（記帳代行、給与及び社会保険等、特殊な節税戦略等を含む）は、契約時の重要説明事項として、末尾「別添：契約外サービス」として案内する。

第8条（雑則）

1. 損害賠償の範囲

乙の債務不履行又は乙の席に帰すべき甲の損失については、受け取った報酬金額に照らして妥当な部分と金額について行う。

2. 所管裁判所

当契約に係る係争の所管裁判所は、事情の如何を問わず、全て東京地方裁判所（又は東京簡易裁判所）を第1審査の所管裁判所とし、外国の裁判所に係る裁判については、国内の判決のみで終結させるものとする。

3. 個人情報保護法への対処

甲の個人情報保護は、本契約に係るホームページ（確定申告.top/, 又は、決算申告.top/ に記載した約束により行う。

4. 特定商取引法への対処

甲と乙の特定商取引法上の取引に係る記載事項は、上記3.のホームページにメニューを設けて記載し、その通り債務履行する。

5. 本契約の適用時期

甲は、新規のお客様であるときは、契約日に、以前からの契約継続の場合で、且つ、甲に不利益が生じる場合は、2021年1月以降の事業年度から適用する。（以下余白）

別添：「契約外サービス」（契約外サービスの報酬ご案内）

西暦 20 年 月 日

(甲)

(社名) _____

(署名) _____ (代表取締役[Ⓜ], 個人は実印)

(乙) アアクス堂上税理士事務所

代表 税理士堂上孝生 [Ⓜ]

制定 平成 15 年 1 月 1 日

改訂 平成 26 年 3 月 11 日（文言微調整，改行体裁更）

改訂 平成 29 年 10 月 13 日（文言微調整）

改訂 平成 29 年 10 月 18 日（前文挿入）

改訂 平成 30 年 4 月 26 日（報酬自動振替他）

改訂 平成 30 年 8 月 13 日（文言改訂，備考等による内容詳解の追加）

改訂 令和 2 年 6 月 22 日（約款の廃止及び新型コロナ対応の緊急報酬値引き等抜本改定）